		であること。 ⑥ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合して ② サービス提供体制強化加算(II) ① 夜間対応型訪問介護費(II) を算定していること ② 1②から⑥までに該当するものであること。	
2 認知症対応型通所介護費		2 認知症対応型通所介護費	
イ 認知症対応型通所介護費(I)		イ 認知症対応型通所介護費(I)	
(1) 認知症対応型通所介護費(i)		(1) 認知症対応型通所介護費(i)	
一 所要時間3時間以上4時間未満の場合		(-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 経過的要介護	493単位	 .	5007/41
<u>b</u> 要介護 1	526単位	<u>a</u> 要介護 1	526単位
<u>c</u> 要介護 2	578単位	<u>b</u> 要介護 2	578単位
<u>d</u> 要介護3	630単位	<u>c</u> 要介護 3	630単位
<u>e</u> 要介護 4	682単位	<u>d</u> 要介護 4	682単位
<u>f</u> 要介護 5	735単位	e 要介護 5	735単位
(二) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	2227/11	(二) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
a 経過的要介護	668単位	T A 5# 4	715 24
<u>b</u> 要介護 1	715単位	_a 要介護 1	715単位 789単位
<u>c</u> 要介護 2 <u>d</u> 要介護 3	789単位	<u>b</u> 要介護 2	/89年位 864単位
	864単位	<u>c</u> 要介護 3	938単位
<u>e</u> 要介護 4	938単位	<u>d</u> 要介護 4	- 1
<u>f</u> 要介護 5	1,013単位	e 要介護 5	1,013単位
⑤ 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	001 24 17	(E) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
a 経過的要介護	901単位	五 △ =# 4	067 84 74
<u>b</u> 要介護 1	967単位	_a 要介護 1	967単位 1,071単位
c 要介護 2	1,071単位	<u>b</u> 要介護 2	1,0/1年位 1,175単位
<u>d</u> 要介護 3	1,175単位	<u>c</u> 要介護 3	
<u>e</u> 要介護 4	1,280単位	<u>d</u> 要介護 4	1, 280単位 1, 384単位
<u>f</u> 要介護 5	1, 384単位	<u>e</u> 要介護 5	1, 304 里
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)		(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	
(-) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	440224	一) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 経過的要介護	448単位	一一八	477単位
<u>b</u> 要介護 1	477単位	<u>a</u> 要介護 1	477年12 523単位
<u>c</u> 要介護 2	523単位	<u>b</u> 要介護2	323年1四│

点 要介護3 570単位 c 要介護3 c 要介護4 617単位 方 要介護5 c 要介護5 c 要介護5 c 要介護5 c 要介護5 c 要介護5 に 所要時間4時間以上6時間未満の場合 c 要介護5 に 所要時間4時間以上6時間未満の場合 a 要介護1 c 要介護1 c 要介護2 711単位 方 要介護2 c 要介護2 方78単位 方 要介護2 c 要介護3 c 要介護3 c 要介護4 c 要介護3 c 要介護4 e 要介護5 e 要介護4 e 要介護5 e 更介護5 e 要介護5 e 要介護6 e 要介護6 e 要介護5 e 要介護5	570単位 617単位 663単位 711単位 778単位 844単位 911単位 869単位 962単位
f 要介護 5 f 要介護 5 f 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合 a 経過的要介護 b 要介護 1 c 要介護 2 d 要介護 3 e 要介護 4 f 要介護 5 (三) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合 e 要介護 5 (三) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	663単位 645単位 711単位 778単位 844単位 911単位
a 経過的要介護 603単位 b 要介護 1 645単位 c 要介護 2 711単位 d 要介護 3 778単位 e 要介護 4 844単位 f 要介護 5 911単位 E 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合 E 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	645単位 711単位 778単位 844単位 911単位
b 要介護 1 645単位 a 要介護 1 c 要介護 2 711単位 b 要介護 2 d 要介護 3 778単位 c 要介護 3 e 要介護 4 844単位 d 要介護 4 f 要介護 5 911単位 e 要介護 5 E 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合 三 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	711単位 778単位 844単位 911単位 869単位
C 要介護 2 711単位 点 要介護 2 点 要介護 3 778単位 点 要介護 3 点 要介護 4 844単位 点 要介護 4 直 要介護 5 911単位 点 要介護 5 (三) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合 (三) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	711単位 778単位 844単位 911単位 869単位
点 要介護3 778単位 点 要介護3 点 要介護4 844単位 点 要介護4 責 要介護5 911単位 点 要介護5 三 所要時間6時間以上8時間未満の場合 三 所要時間6時間以上8時間未満の場合	778単位 844単位 911単位 869単位
d 要介護3 778単位 c 要介護3 e 要介護4 844単位 d 要介護4 f 要介護5 911単位 e 要介護5 E 所要時間6時間以上8時間未満の場合 E 所要時間6時間以上8時間未満の場合	844単位 911単位 869単位
要介護5911単位要介護5⑤ 所要時間6時間以上8時間未満の場合⑤ 所要時間6時間以上8時間未満の場合	911単位
(三) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合 (三) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	869単位
	i i
a 経過的要介護 810単位	i i
	i i
<u>b</u> 要介護 1 869単位 <u>a</u> 要介護 1	962単位
<u>c</u> 要介護 2 962単位 <u>b</u> 要介護 2	
<u>d</u> 要介護3 1,055単位 <u>c</u> 要介護3	1,055単位
<u>e</u> 要介護 4 1, 148単位 <u>d</u> 要介護 4	1, 148単位
<u>f</u> 要介護 5 1, 241単位 <u>e</u> 要介護 5	1, 241単位
口 認知症対応型通所介護費(II) 口 認知症対応型通所介護費(II)	
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
(-) 経過的要介護 226単位	
<u>二</u> 要介護 1 235単位 <u>-</u> 要介護 1	235単位
<u>三</u> 要介護 2 <u>二</u> 要介護 2	243単位
<u>岡</u> 要介護 3 252単位 <u>三</u> 要介護 3 <u>五</u> 要介護 4 260単位 <u>岡</u> 要介護 4	252単位
	260単位
<u>(六)</u> 要介護 5 <u>(五)</u> 要介護 5	269単位
(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合 (2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
(-) 経過的要介護 323単位 325 W 44 325	
<u>(二)</u> 要介護 1 335単位 (一) 要介護 1	335単位
(三) 要介護 2 (三) 要介護 2 (□) 要介護 2 (□) 要介護 2	348単位
<u>网</u> 要介護 3	360単位
<u>国</u> 要介護 4 372単位 <u>側</u> 要介護 4 384単位 <u>の</u> 要介護 5 384単位 <u>の</u> 384単位 <u>0</u> 384	372単位
	384単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合 (3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(-) 経過的要介護 452単位 (-) 再介護 460単位 (-) 再介護 1	400 274 (7
<u>〔</u> 〕 要介護 1 469単位 <u>()</u> 要介護 1	469単位

三 要介護 2

四 要介護3

(五) 要介護 4(六) 要介護 5

486単位 503単位 520単位 537単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事 業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独 型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。) 又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サ ービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所 介護事業所をいう。以下同じ。) において、指定認知症対応型通 所介護(指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知 症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施 設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、 現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画(指定地域 密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介 護計画をいう。) に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所 介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算 定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師 をいう。以下同じ。) 若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大 臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めると ころにより算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注1の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(-)若しくは(2)(-)又は口(1)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
 - 3 日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間6時間以上8時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間6時間以上8時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が8時間以上となるときは、算定対象時間が8時間以上9時間未満の場合は50単位を、9時間以上10時間未満の場合は100単位を所定単位数に加算する。

空要介護 2486単位空要介護 3503単位四要介護 4520単位国要介護 5537単位

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事 業所(指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独 型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。) 又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サ ービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所 介護事業所をいう。以下同じ。) において、指定認知症対応型通 所介護(指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知 症対応型通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施 設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、 現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画(指定地域 密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介 護計画をいう。) に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所 介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算 定する。ただし、利用者の数又は看護職員(看護師又は准看護師 をいう。以下同じ。) 若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大 臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めると ころにより算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)(一)若しくは(2)(一)又は口(1)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
 - 3 日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間6時間以上8時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間6時間以上8時間以上8時間以上8時間以上8時間以上8時間以上8時間以上8時間以上6時間を活き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が8時間以上となるときは、算定対象時間が8時間以上9時間未満の場合は50単位を、9時間以上10時間未満の場合は100単位を所定単位数に加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。
- 5 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

6 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養マネジメント加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価

- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。
- 5 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって法第7条第3項に規定する要介護者となった者をいう。以下同じ。)に対して、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている こと。
 - 7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善力に1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、

の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定する ことができる。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設 型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応 型通所介護事業所であること。
- 7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
 - イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置している こと。
 - ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
 - ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯

低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが 必要と認められる利用者については、引き続き算定することがで きる。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設 型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応 型通所介護事業所であること。
- 8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
 - イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置している こと。
 - ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯

科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとと もに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に 評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型 指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通 所介護事業所であること。
- 8 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者 生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護を受けている間は、認知症対応型通所介護費 は、算定しない。

科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとと もに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に 評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型 指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通 所介護事業所であること。
- 9 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者 生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護を受けている間は、認知症対応型通所介護費 は、算定しない。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村 長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は 共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認 知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

12単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

6単位

- |※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
 - 〇 サービス提供体制強化加算(I)
 - ① 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共 用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、 介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
 - サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - ① 当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共 用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所 介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年 以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。

- 3 小規模多機能型居宅介護費
 - イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1)	経過的要介護	4,469単位
(2)	要介護 1	11, 430単位
(3)	要介護 2	16, 325単位
<u>(4)</u>	要介護 3	23, 286単位
<u>(5)</u>	要介護 4	25, 597単位
<u>(6)</u>	要介護 5	28, 120単位

注1 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に登録した者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入 居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定 施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護を受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、 算定しない。
- 3 利用者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第6 2条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以

- 3 小規模多機能型居宅介護費
 - イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)
 - (1)要介護 111,430単位(2)要介護 216,325単位(3)要介護 323,286単位(4)要介護 425,597単位(5)要介護 528,120単位
 - 注1 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に登録した者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
 - 2 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス (指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(指定地域密着型サービス基準 第63条第1項に規定する訪問サービスをいう。)及び宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。)の算定月における提供回数について、利用者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する利用者をいう。ホにおいて同じ。)1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
 - 3 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入 居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定 施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護を受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、 算定しない。
 - 4 利用者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第6 2条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以

外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型 居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定 しない。

口 初期加算

30単位

注 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して3 0日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位 数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小 規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。 外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型 居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定 しない。

口初期加算

30単位

注 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して3 0日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位 数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小 規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

ハ 認知症加算

(1) 認知症加算(I)

800単位 500単位

(2) 認知症加算(Ⅱ)

注 別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は以下のとおり。
 - 1 認知症加算(I)

日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者

2 認知症加算(Ⅱ)

要介護状態区分が要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者

二 看護職員配置加算

(1) 看護職員配置加算(I)

900単位 700単位

(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村 長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に 対し、指定小規模多機能型居宅介護を行う場合は、当該基準に 掲げる区分に従い、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。 ただし、この場合において、看護職員配置加算(I)を算定し ている場合は、看護職員配置加算(II)は算定しない。

- ┃※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
 - 1 看護職員配置加算(I)

- イ 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置していること。
- ロ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- 2 看護職員配置加算(Ⅱ)
 - イ 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能 型居宅介護従業者の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上 配置していること。
 - ロ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。

木 事業開始時支援加算

(1) 事業開始時支援加算(I)

500単位

② 事業開始時支援加算(Ⅱ)

300単位

- 注1 (1)については、事業開始後1年未満の指定小規模多機能型 居宅介護事業所であって、算定月までの間、利用者の数が登 録定員(指定地域密着型サービス基準第66条に規定する登録 定員をいう。以下同じ。)の100分の80に満たない指定小規模 多機能型居宅介護事業所について、平成24年3月31日までの 間、1月につき所定単位数を加算する。
 - 2 (2)については、事業開始後1年以上2年未満の指定小規模 多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、利用者 の数が登録定員の100分の80に満たない指定小規模多機能型居 宅介護事業所について、平成24年3月31日までの間、1月に つき所定単位数を加算する。

へ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)	サービス提供体制強化加算(I)	500単位
(2)	サービス提供体制強化加算(II)	350単位
(3)	サービス提供体制強化加算(皿)	350単位

- |※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
 - 〇 サービス提供体制強化加算(I)
 - ① すべての小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、個別の研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
 - ② 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居 宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催して いること。
 - ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。
 - ④ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
 - サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - ① すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修 計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は 実施を予定していること。
 - ② 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居 宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催して いること。
 - ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。
 - ④ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
 - O サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
 - ① すべての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別の研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は 実施を予定していること。
 - ② 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は小規模多機能型居 宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催して いること。
 - ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定小規模多機能型居宅介護を利用者に直接提供する小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

- 4 認知症対応型共同生活介護費
 - イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

(1)	要介護 1	831単位
(2)	要介護 2	848単位
(3)	要介護 3	865単位
(4)	要介護 4	882単位
(5)	要介護 5	900単位

- ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)
- (1) 要介護 1861単位(2) 要介護 2878単位(3) 要介護 3895単位(4) 要介護 4912単位(5) 要介護 5930単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める複数を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)を行むた場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該を勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- ④ 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
- 4 認知症対応型共同生活介護費
- イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

(1)) 要介護 1	831単位
(2)	要介護 2	848単位
(3)	要介護 3	865単位
(4)	要介護 4	882単位
(5)	要介護 5	900単位
	短期利用共同生活介護費(1日につき)	

- コ 短期利用共同生活介護費(1日につき) (1) 要介護 1 861単位 (2) 要介護 2 878単位 (3) 要介護 3 895単位 (4) 要介護 4 912単位 (5) 要介護 5 930単位
- 注] 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生 労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満た すものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護 事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指 定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)におい て、指定認知症対応型共同生活介護を地域密着型サービス基 準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以 日じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利 用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさな い場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。 なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める ところにより 算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数に1を加えた数以上の数の介護従業者(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する介護従業者をいう。)を配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活

- <u>介護事業所においては、夜間ケア加算として、1日につき25単位</u> を所定単位数に加算する。
- 3 口について、医師が、認知症(介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注3を算定している場合は算定しない。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。
 - 5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 については、看取り介護加算として、死亡日以前 30 日を上限と して1日につき80単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日 の翌日から死亡日までの間は算定しない。また、この場合におい て、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。
- |※ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者の内容は以下の | とおり。
 - イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。
 - ロ 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画 が作成されていること。
 - ハ 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得て介護が行われていること。

ハ 初期加算

30単位

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間について は、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

二 医療連携体制加算

39単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長 に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定 認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算と して、1日につき所定単位数を加算する。

ハ 初期加算

30単位

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間について は、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

二 医療連携体制加算

39単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長 に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定 認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算と して、1日につき所定単位数を加算する。

木 退居時相談援助加算

400単位

注 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。)又は地域包括支援センター(法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定する。

へ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(I)

3 単位

(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)

4 単位

|※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- 1 認知症専門ケア加算(I)
- イ 当該事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を きたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介 護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占め る割合が2分の1以上であること。
- ロ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケア実施していること。
- ハ 当該事業所において、認知症ケアに関する留意事項の伝達又 は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- 2 認知症専門ケア加算(Ⅱ)
- イ 1の基準のいずれにも適合すること。
- ロ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1 の基準に加え1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導 等を実施していること。
- ハ 当該事業所における介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施 を予定していること。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。 日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者 に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基 準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)

12単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

6単位

- |※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
 - 〇 サービス提供体制強化加算(I)
 - ① 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数 のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
 - サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - ① 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の看護・介護職員 の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であるこ と。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。
 - サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
 - ① 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
 - ② 別の告示で定める利用定員・人員基準に適合していること。

- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1日につき)

(1) 要介護 1	549単位
(2) 要介護 2	616単位
(3) 要介護 3	683単位
(4) 要介護 4	750単位
(5) 要介護 5	818単位

注1 指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費 (1日につき)

(1)	要介護 1	571単位
(2)	要介護 2	641単位
(3)	要介護 3	711単位
(4)	要介護 4	780単位
(5)	要介護 5	851単位

注1 指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。